



猪名川町記者発表資料

令和5年（2023）10月20日

無免許運転で追突事故を起こした猪名川町再任用職員の懲戒処分について

【概要】

本日、猪名川町は、無免許運転で追突事故、公用車の運転を行った猪名川町再任用職員（男性・61歳）を本日付けで停職4か月の懲戒処分とした。

また、管理監督責任を問い、上司にあたる建設課長を訓告、まちづくり部長を文書厳重注意とした。

当該再任用職員は、令和5年5月1日（月）午後10時49分頃、自家用車で大阪中央環状線吹田市付近において制限速度60km/hのところ103km/h（43km/h超過）で走行し、速度超過により同年8月22日から11月19日の90日間の運転免許停止処分（講習終了により免許の停止期間を45日間短縮され、10月5日まで停止）となった。

また、同年9月22日（金）に運転免許停止期間中であるにもかかわらず、自家用車で阪神高速池田線において無免許運転で物損事故を起こし、更には公用車運転記録から無免許で公用車を計2回運転していたことも確認された。

なお、当該再任用職員から所属長への報告は一切行われておらず、10月16日（月）に実施した所属長による運転免許証確認時に当該事実が発覚した。

町においては、本日午後1時から町任用・懲戒審査委員会を開き、処分を決定した。

町職員に適用される懲戒処分の基準では「著しい速度違反等の悪質な交通法規違反は停職、減給又は戒告」とされているが、今回の事態の社会全体に与える影響の大きさと公務員に対する信用を著しく失墜させた重大性に鑑み、停職4か月の懲戒処分とした。

なお、当該職員にあっては、同日付で依願退職しました。

岡本猪名川町長のコメント

「このような事態を発生させた責任は重く、情状酌量の余地はなく厳正なる処分を行った。町民の皆様に対し、本町に対する信頼を著しく失墜させてしまったことを深くお詫び申し上げます。処分後ただちに全職員に法令遵守と服務規律の徹底を指導し、再発防止に取り組むよう指示した。今後、職員一丸となって信頼回復に努めたい。」

【問合せ】

総務課人事担当（TEL 072-766-8708）